おいて準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百十以上百分の百八十以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百三十四以上百分の二百二十以下）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の百九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百三十九以上百分の二百三十以下）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の九十八・五以上百分の百十未満（特定管理職員にあつては、百分の百十九・五以上百分の百三十四未満）、十二月に支給する場合には百分の百三・五以上百分の百十五未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十四・五以上百分の百三十九未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の八十七（特定管理職員にあつては、百分の百七）、十二月に支給する場合には百分の九十二（特定管理職員にあつては、百分の百十二）

おいて準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　百分の百十以上百分の百八十以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百三十四以上百分の二百二十以下）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の九十八・五以上百分の百十未満（特定管理職員にあつては、百分の百十九・五以上百分の百三十四未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）　百分の八十七（特定管理職員にあつては、百分の百七）

ニ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の八十七未満（特定管理職員にあつては、百分の百七未満）、十二月に支給する場合には百分の九十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百十二未満）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百二十四以上百分の百九十四以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十一以上百分の二百五十七以下）、十二月に支給する場合には百分の二百四以上百分の二百四十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十六以上百分の二百六十七以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百三以上百分の百二十四未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十三以上百分の百七十一未満）、十二月に支給する場合には百分の百八以上百分の百二十九未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十八以上百分の百七十六未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の八十二（特定管理職員にあつては、百分の九十七）、十二月に支給する場合には百分の八十七（特定管理職員にあつては、百分の百二）

ニ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の八十七未満（特定管理職員にあつては、百分の百七未満）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の百二十四以上百分の百九十四以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十一以上百分の二百五十七以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百三以上百分の百二十四未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十三以上百分の百七十一未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の八十二（特定管理職員にあつては、百分の九十七）